

珠洲市特定事業主行動計画の概要

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、珠洲市は特定事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための行動計画を策定し、平成17年度から実施してきたところであるが、第4期計画を策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間として実施することとした。

I 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境の整備に関する事項

- (1) 既存各制度の周知徹底
- (2) 妊娠中及び出産後における配慮
- (3) 男性の子育て目的の休暇等の取得の促進 ⇒ [新規] イクメンハンドブックの配布

【目標】 令和6年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、5日間以上の休暇取得率を100%とすることを目標とします。

- (4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備
 - ① 育児休業取得時の代替要員の確保
 - ② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
⇒ [新規] 育児短時間休業や部分休業の取得を推奨

【目標】 令和6年度までに男性職員の育児休業の取得者を3名以上とすることを目標とします。 ※令和元年度末時点男性職員の取得実績 0件

- ③ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組
- (5) 超過勤務の縮減
 - ① 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度周知
 - ② 定時退庁日の徹底
⇒ [新規] 毎週金曜日に加え、「県民育児の日」（毎月19日）に庁内放送で定時退庁を促す。
 - ③ 組織及び業務の見直し
 - ④ 職場の環境整備
 - ⑤ 人事評価の活用による業務改善の推進
- (6) 年次休暇の取得の促進
 - ① 年次休暇の取得の促進 ⇒ [新規] 学校行事や地域行事、地域団体活動の年次有給休暇の活用
 - ② 連続休暇の取得の促進 ⇒ [新規] ハッピーマンデー、ハッピーフライデーなど

【目標】 令和6年度までに、年次休暇取得日数を平均10日以上とすることを目標とします。 ※令和元年度実績 平均7.3日

- ③ 前年度取得日数を3日超えるよう管理者が声掛けする
- ④ 子育てに関する休暇制度の拡充
- (7) 人事異動等における配慮
- (8) 職場優先の環境是正のための取組

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- (2) 子どもとふれあう機会の充実